

# コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

## 凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
資金決済に関する法律	資金決済法
事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 16 暗号資産交換業者関係）	事務ガイドライン（暗号資産交換業者）
事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 17 電子決済手段等取引業者関係）	事務ガイドライン（電子決済手段等取引業者）
信託会社等に関する総合的な監督指針	信託会社監督指針

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>「海外親会社等を有する場合には、グループの状況やそれに伴うリスクについて、あらかじめ利用者に開示しているか」(事務ガイドライン(暗号資産交換業者)Ⅱ-2-2-1-2(2)⑪、事務ガイドライン(電子決済手段等取引業者)Ⅱ-2-2-1-2(3)⑫)の追加は、先般のグローバルな暗号資産交換業者の事案を踏まえたものと思われる。</p> <p>「それに伴うリスクについて、あらかじめ利用者に開示しているか」という点は、現行のガイドラインよりもより踏み込んだ記載となっているが、先般の事案では、日本顧客は、グローバルのプラットフォームから日本法人への取引先の切替えが実施されたが、当時から現在に至るまで、顧客の資産が日本の資金決済法下の分別管理の対象なのか、対象外で資産保護されないのかを確認することが困難な状況であった。</p> <p>日本の顧客において、自己の資産が保護されると思っていたが、実際には保護されないケースがあるというのは、その意思決定に大きな影響を与えることから、海外事業者が日本に参入する際には、顧客において自らの資産が資金決済法の分別管理の対象かどうか分かる情報を、事業者が開示すべき情報として指定されたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、ご指摘のような、海外を拠点として暗号資産に係るサービスを展開する企業グループにおいて、暗号資産交換業登録を受けた日本法人が日本国内にある者に対してサービスを提供する場合、日本法人が管理する顧客資産は資金決済法上の分別管理の対象となります。したがって、顧客において自らが提供を受けるサービスが海外のグループ企業ではなく当該日本法人が提供するものであるかどうかを判別できるよう、自らの提供するサービスの範囲について顧客に説明すべきものと考えております。</p>
2	<p>「海外に親会社を含めたグループ会社(以下「海外親会社等」という。)を有する場合」(事務ガイドライン(暗号資産交換業者)Ⅱ-2-2-1-2(2)⑪、事務ガイドライン(電子決済手段等取引業者)Ⅱ-2-2-1-2(3)⑫)に該当する日本の暗号資産交換業者等において、「グループの状況やそれに伴うリスク」の利用者への開示内容については、具体的にどのような頻度および項目の開示が求められるのか。海外親会社等において事業の状況やリスクに関する開示を既に行っている場合は、当該海外親会社等のインターネットでの開示ページのリンクを日本の暗号資産交換業者等のホームページに貼る等の対応で足りるか。</p>	<p>例えば、当該暗号資産交換業者等の親会社が米国にある場合には、当該暗号資産交換業者等が米国連邦破産法第11章手続の対象に含まれる可能性があるため、そうした状況やそれに伴い当該暗号資産交換業者等に発生し得るリスクについて、あらかじめ利用者に開示していただくことなどを想定しております。</p> <p>この点が、より明確になるよう、事務ガイドライン案を修正いたします。</p> <p>また、開示の頻度等の開示方法については、各事業者の実態を踏まえて個別に検討いただくべきものと思われませんが、利用者にとって明確で分かりやすい方法により開示を行っていただくことが重要です。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>なお、ご質問の「海外親会社等において事業の状況やリスクに関する開示を既に行っている場合は、当該海外親会社等のインターネットでの開示ページのリンクを日本の暗号資産交換業者等のホームページに貼る等の対応で足りるか」については、「当該海外親会社等のインターネットでの開示ページ」の指す内容が必ずしも明確ではなく一概にお答えすることは困難ですが、海外親会社等の状況やそれに伴い当該暗号資産交換業者等に発生し得るリスクについて、日本に居住する利用者にとって明確で分かりやすい方法により開示する必要があります。</p>
3	<p>「海外に親会社を含めたグループ会社(以下「海外親会社等」という。)を有する場合」(事務ガイドライン(暗号資産交換業者)Ⅱ-2-2-1-2(2)⑪、事務ガイドライン(電子決済手段等取引業者)Ⅱ-2-2-1-2(3)⑫)に該当する暗号資産交換業者等に対して「利用者への開示」を求めているが、この「海外親会社等」は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第1項に定義される「親会社」として当社の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関を直接または間接に支配している会社等を指すものと理解してよいか。仮にそうだとした場合、当社を支配する持株会社が国内に所在しており、当該持株会社の支配する海外の現地法人は当社に対して支配力を持たないことを理由として、当社は新たに求められる「利用者への開示」を行う必要はないと理解してよいか。</p>	<p>「海外に親会社を含めたグループ会社(以下「海外親会社等」という。)を有する場合」とは、必ずしも暗号資産交換業者等と直接又は間接的な支配関係を有する場合に限らず、具体的な範囲については、当該海外親会社等に適用される現地の法令等が、当該暗号資産交換業者等に影響を与える可能性があるかという観点から、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるものと考えられます。また、「利用者への開示」を行う必要性についても、海外親会社等に適用される現地の法令等が、当該暗号資産交換業者等に影響を与える可能性があるかという観点から、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。【No.2】を合わせてご参照ください。</p>
4	<p>改正案において、新たに「海外に親会社を含めたグループ会社(以下「海外親会社等」という。)を有する場合には、…」(事務ガイドライン(暗号資産交換業者)Ⅱ-2-2-1-2(2)⑪、事務ガイドライン(電子決済手段等取引業者)Ⅱ-2-2-1-2(3)⑫)「親会社を含めたグループ会社…」(事務ガイドライン(暗号資産交換業者)Ⅱ-2-2-1-2(12)、事務ガイドライン(電子決済手段等取引業者)Ⅱ-2-2-1-2(13)、信託会社監督指針3-5-1(5)⑦、同(6)⑦)等を追加予定とのことですが、グループ会社の定義についてご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>「海外に親会社を含めたグループ会社(以下「海外親会社等」という。)を有する場合」については、当該海外親会社等に適用される現地の法令等が、当該暗号資産交換業者等に影響を与える可能性があるかという観点から、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるものと考えられます。【No.3】を合わせてご参照ください。</p> <p>「親会社を含めたグループ会社(以下「親会社等」という。)」については、親会社等と共通のシステムを利用してサービスを提供する場合に、親会社等の経営上の理由により共通システムが利用できなくなる等の影響を受ける可能性があ</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>るかという観点から、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるものと考えられます。</p>
5	<p>「海外親会社等」(事務ガイドライン(暗号資産交換業者)Ⅱ-2-2-1-2(2)①、事務ガイドライン(電子決済手段等取引業者)Ⅱ-2-2-1-2(3)②)を有するが、暗号資産交換業等に関連のない海外親会社等のみの場合は、「海外親会社等に適用される現地の法令等が当該暗号資産交換業者等に影響を与える可能性」に該当しないため、その旨の説明を開示するという理解で相違ないでしょうか。またはこの場合は開示自体の必要がないでしょうか。</p>	<p>現地の法令等が当該暗号資産交換業者等に影響を与える可能性のある海外親会社等は、必ずしも暗号資産交換業等に関連する海外親会社等に限られないものと考えております。具体的な事例については、【No.2】をご参照ください。</p>
6	<p>様式における印章及び署名の廃止については、不正についての法的なハードルが低くならないようにされたい。</p> <p>例えば、書面においての印章及び署名の廃止を行う手続において、必ず電子署名を用いるようにする場合などは、電子署名の変造・捏造等によるその不正な使用・手続は、法的にかなり重い罪の発生があるように思われる。そのような措置を必ず行うようにして、印章及び署名の廃止を実施されたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>